

加古川市 環境管理マニュアル



第24版

平成13年4月 初版発行
令和6年4月 第24版

－目次－

第1章 基本的事項

1. 目的等～13. システムの改善 …… 1

第2章 各実行組織における具体的取組

1. 環境方針の周知及び一般職員研修の実施 …… 2
2. 環境負荷の報告 …… 3
3. 共通目標、環境目標等の設定及び取組 …… 3
4. 法的要求事項の遵守及び点検 …… 5
5. 緊急事態への準備及び対応 …… 6
- 別表1「適用範囲表」 …… 7
- 別表2「推進体制」 …… 9
- 別表3「研修一覧表」 …… 12
- 別表4「第3次加古川市環境基本計画(改定版)」に掲げる取組施策一覧」 …… 13
- 別表5「法的要求事項に係る環境関連法令等の一覧」 …… 24

第1章 基本的事項

第1章では、加古川市環境マネジメントシステムに関する基本的事項について必要な事項を定める。

1. 目的等

「加古川市環境基本計画」や「加古川市環境配慮率先実行計画」等の計画に基づく取組を推進すると同時に、環境に関連する法的要求事項の遵守及び点検、緊急事態への準備及び対応等のため、加古川市環境マネジメントシステムを構築し、運用する。

また、その運用の根拠となる文書として「加古川市環境管理マニュアル」(以下「本マニュアル」という。)を作成する。

2. 定義

本マニュアル及び加古川市環境マネジメントシステムの運用において、次の各項目に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 環境マネジメントシステム

加古川市環境マネジメントシステムを指す。

(2) 統括組織

統括環境管理責任者(環境部長)、副統括環境管理責任者(環境部次長)を指し、市全体の環境マネジメントシステムの統括を行う。

(3) 実行組織

加古川市環境配慮率先実行計画で定める対象範囲(別表1「適用範囲表」参照)における、各部等、各課等及び所管施設等を指す。

(4) 法的要求事項

各実行組織が所管する業務・行為、所有する設備・薬品等について、環境に関連する法令等の規定があるもののうち、違反が発生するおそれのある事項を指す。

(5) 緊急事態

施設・設備等に関し、地震・風水害等の天災、火災、事故及び人為的操作ミス等により、環境に重大な影響を与える可能性のある緊急事態及び事故等を指す。

3. 推進体制

環境マネジメントシステムを推進するための役割、責任及び権限等は、別表2「推進体制」のとおりとする。

4. 適用範囲

環境マネジメントシステムの適用範囲は、原則として別表1「適用範囲表」のとおりとする。

5. 環境方針

市長は、環境マネジメントシステムやその他の環境に関する取組の指針として基本理念及び基本方針を定めた「環境方針」を掲げ、本市の目指す環境像の実現に努める。

また、必要に応じてその改定を行う。

6. 研修

環境マネジメントシステムの適切な運用を図るため、別表3「研修一覧表」で定められた研修を実施する。

7. 環境負荷の記録

市全体の事務・事業による環境負荷を適切に把握し、「加古川市環境配慮率先実行計画」の進捗管理・公表及び「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく国への報告等のため、各実行組織の事務・事業による環境負荷を計量・記録する。

8. 環境負荷の削減・保全の取組

「加古川市環境基本計画」に掲げる取組施策の達成、環境像の実現及び「加古川市環境配慮率先実行計画」に掲げる共通目標の達成等を目指し、各実行組織において目標を掲げ、市全体の事務・事業における環境負荷の削減及びその他の環境に関する取組等の推進を図る。

9. 法的要求事項の遵守

法的要求事項を遵守するため、各実行組織における環境に関連する法的要求事項を、調査・認識し、その遵守状況の点検を行うとともに、適正な法的運用を図る。

10. 緊急事態への準備及び対応

緊急事態への準備及び対応のため、各実行組織において想定される緊急事態を調査し、対応手順の確立や、必要な物資の確保等の準備を行うとともに、緊急事態が起こった場合については、適切に対応を行う。

11. 審査

各実行組織において、環境マネジメントシステムが適切に運用されているかを審査する。審査は、環境マネジメントシステム審査責任者（環境部長）が別に定める「環境マネジメントシステム審査実施要領」に基づき、環境マネジメントシステム審査委員が実施する。

12. マネジメントレビュー

市長は、1年に1回、下記の事項について、統括環境管理責任者（環境部長）に報告等を求める。

- (1) 前回までのマネジメントレビューでの指示事項にかかる取組結果の報告
- (2) 報告を行う時点での環境マネジメントシステムにおける取組結果の報告
- (3) 報告を行う時点での環境マネジメントシステムにおける審査結果の報告
- (4) 次年度に向けた環境マネジメントシステムの改善の提案

なお、市長は、上記の報告等を踏まえ、次年度の環境マネジメントシステム等について指示を行う。

13. システムの改善

統括環境管理責任者（環境部長）は、マネジメントレビューでの指示事項を基に、当該年度の環境マネジメントシステムの実効性等について点検を行い、必要に応じて、次年度における環境マネジメントシステムの改善と、それに伴う本マニュアル等の改定を行う。

第2章 各実行組織における具体的取組

第2章では、各実行組織が環境マネジメントシステムを運用するために必要な事項を定める。

1. 環境方針の周知及び一般職員研修の実施

(1) 目的

各実行組織の職員等に、環境マネジメントシステムの概要、環境方針、各実行組織で設定した共通目標、環境目標等について周知し、それらの取組を促すことにより、環境マネジメントシステムの着実な推進を図る。

(2) 取組の対象となる者

各実行組織（指定管理施設や市職員が常駐していない施設等を除く。）に所属する本市職員（会計年度任用職員、任期付職員、再任用職員等を含む。）とする。（他組織へ出向中の者、長期の休暇等を取得中の者等、周知や研修の実施が不可能な者等を除く。ただし、業務への復帰後に周知や研修の実施が可能な職員はこの限りではない。）

(3) 手順

ア 環境方針の周知

環境推進マネージャー(課等の長)は、事務室等の来庁者から見える場所に「A3」以上のサイズで掲示し、適切に周知する。

イ 一般職員研修の実施

環境推進マネージャー(課等の長)は、取組の対象となる者に、8月末までに、次に掲げる事項について、集会形式による研修を実施する。

なお、8月末までに研修を受講できなかった職員に対しては、2月末までに環境推進マネージャーを通して個別に対応する。

- ・環境方針の周知
- ・重点取組事項(省エネルギーの徹底)の周知
- ・環境マネジメントシステムの概要の説明
- ・各実行組織で定めた共通目標、環境目標等の周知
- ・「ゼロカーボンアクション30」の周知
- ・「セルフチェック10」の実施

実施後、研修結果を環境マネジメントシステム様式入力シートの中の「一般職員研修実績記録表」に記録する。

ウ 新規採用職員研修の実施

エ その他の環境に関する啓発等の実施

環境推進マネージャー(課等の長)は、イに定める「一般職員研修」の実施のほか、適宜、環境に関する啓発等を実施するように努める。

2. 環境負荷の報告

(1) 目的

「加古川市環境配慮率先実行計画」の進捗管理・公表及び「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく国への報告等のため、各実行組織の事務・事業による環境負荷を適切に把握する。

(2) 取組の対象

原則として次に掲げるものとする。

ア 各実行組織

イ 統括環境管理責任者(環境部長)が必要と認め、計量・記録を指示した施設等

(3) 手順

各実行組織の環境推進リーダー(係長相当職)は、次に掲げる事項について、定期的に数量を記録し、環境推進マネージャー(課等の長)が、その数量の正否を確認する。その後、事務局(環境政策課)に半期に一度の定期報告(10月、4月)を行う。

なお、定期報告(上半期及び年間集計)の際に、計量・記録が無い実行組織の環境推進マネージャー(課等の長)は、環境推進リーダー(係長相当職)に対し計量・記録を行うよう指示する。

ア 燃料等使用量の状況

イ 車両走行距離の状況(車両を所有する実行組織のみ)

ウ 事業系一般廃棄物の廃棄物量の状況

エ 「加古川市グリーン購入ガイドライン」に掲げる環境物品等の調達状況

3. 共通目標、環境目標等の設定及び取組

(1) 目的

「加古川市環境基本計画」に掲げる取組施策の達成、環境像の実現及び「加古川市環境配慮率先実行計画」に掲げる共通目標等の達成のため、各実行組織において目標を掲げ、市の事務・事業における環境負荷の削減及びその他の環境に関する取組等の推進を図る。

(2) 取組の対象となる組織

各実行組織(指定管理施設や市職員が常駐していない施設等を除く。)とする。

(3) 手順

ア 「共通目標管理表」の共通目標等の設定

組織として重点的に取り組む「加古川市環境配慮率先実行計画」に掲げる共通目標と、それを達成するために課等で取り組む目標、具体的な実施内容(プログラム)及び環境に配慮した取組を設定し、全庁キャビネット上に置かれた「共通目標管理表」を更新する。

共通目標は、環境推進リーダー(係長相当職)が設定し、環境推進マネージャー(課等の長)がその適否を確認する。

設定の際は、以下の点に留意する。

- ・所管施設等を含む各課等において、共通目標は「電気使用量を削減する」、「化石燃料による温室効果ガス排出量を削減する」のいずれかを選択し、当該目標に即した環境に配慮した取組を1つ設定する。

- ・共通目標は、温室効果ガス排出量の削減効果が高いものから優先して選択し、具体的な数量とする。

- ・各課及び所管施設等で同じ目標、プログラム等掲げることができない場合は、別の目標を設定することができる。

※市の事務・事業全体の共通目標について、各職場で目標設定の根拠や実績値の算出方法を把握したうえで、適切かつ実効性のある目標設定を行う。

イ 「環境目標管理表」の環境目標の設定

「加古川市環境基本計画」に掲げる取組施策の達成及び環境像の実現のため、環境目標を設定し、全庁キャビネット上に置かれた「環境目標管理表」を更新する。

環境目標は、環境推進リーダー(係長相当職)が設定し、環境推進マネージャー(課等の長)がその適否を確認する。

設定の際は、以下の点に留意する。

- ・別表4「第3次加古川市環境基本計画(改定版)に掲げる取組施策一覧」で定める施策のうち、年度ごとの進捗管理が可能なものについては、環境目標として設定する。

- ・環境目標は、具体的な数量とする。

なお、設定後の「共通目標管理表」及び「環境目標管理表」については、各環境推進委員(副課長相当職)が部内のとりまとめを行い、文書管理システムによる環境管理責任者(部等の長)の決裁後、「共通目標管理表」の「決裁日」欄に決裁日を記入する。

※次の各実行組織については、環境推進マネージャー(課等の長)がとりまとめを行い、文書管理システムによる環境管理責任者(部等の長)の決裁後、「共通目標管理表」の「決裁日」欄に決裁日を記入する。なお、当該決裁の際、決裁ルートに環境推進委員を「供覧」の形で設定すること。

- ・防災対策課、会計室、議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局、農業委員会事務局

ウ 周知及び取組の実施

環境推進マネージャー(課等の長)は、各実行組織において「共通目標管理表」や「環境目標管理表」で定める目標、プログラム等の周知を徹底し、取組等を実施する。

エ 定期的な点検及び結果の記録

上半期終了時と年度末終了時に、各実行組織の「共通目標管理表」及び「環境目標管理表」で設定した目標等の達成状況をまとめ、環境推進リーダー(係長相当職)が記入し、環境推進マネージャー(課等の長)がその適否を確認する。

なお、その際は以下の点に留意する。

- ・各課等で、目標の達成状況について点検し、各様式に点検結果を記入する。

- ・共通目標が非達成の場合、原因分析と改善計画を「共通目標管理表」に記入する。

- ・記入後、各環境推進委員(副課長相当職)が部内とりまとめを行い、環境管理責任者(部等の長)の決裁を文書管理システムで行う。

- ・決裁後、「共通目標管理表」の「決裁日」欄に決裁日を記入する。
- ※次の各実行組織については、環境推進マネージャー（課等の長）がとりまとめを行い、文書管理システムによる環境管理責任者（部等の長）の決裁後、「共通目標管理表」の「決裁日」欄に決裁日を記入する。なお、当該決裁の際、決裁ルートに環境推進委員を「供覧」の形で設定すること。
- ・防災対策課、会計室、議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局、農業委員会事務局

オ 共通目標等の変更

環境推進マネージャー（課等の長）は、「共通目標管理表」に掲げるそれぞれの共通目標について、上半期終了時、年度当初には想定できない大規模な事務量の増加や、機構改革等の外的な要因により、年間の共通目標の達成が著しく困難であると考えられる場合は、共通目標等の変更を行うことができる。

当該変更については、上半期終了時の結果についての報告とあわせて、文書管理システムによる環境管理責任者（部等の長）の決裁後、当該様式の共通目標を変更し、「決裁日」欄に決裁日を記入する。

なお、変更後も、変更前の共通目標について、「備考」欄等を用いて参照が可能な状態を保つこととする。

4. 法的要求事項の遵守及び点検

(1) 目的

市の事務・事業について、環境に関連する法的要求事項を遵守するため、各実行組織における環境に関連する法的要求事項を、調査・認識し、その遵守状況の点検を行うとともに、適正な法的運用を図る。

(2) 取組の対象となる組織

「法的要求事項管理表」を用いた法的要求事項等関連事務は、各実行組織及びその組織が所管する業務・行為、所有する設備・薬品等を対象とする。

(3) 手順

ア 「法的要求事項管理表」における法的要求事項の調査・記録

環境推進リーダー（係長相当職）は、別表5「法的要求事項に係る環境関連法令等の一覧」から、各実行組織が所管する業務・行為、所有する設備・薬品等に関連する法令等について、法的要求事項の有無を点検し、全庁キャビネット上に置かれた「法的要求事項管理表」を更新し、環境推進マネージャー（課等の長）はその内容を確認する。

また、別表5で掲げる法令以外の法令等における法的要求事項についても、該当する事項があれば、記録する。（理念等の努力義務など、具体的な法令違反が発生するおそれのない事項について、必ずしも記録の必要はないが、自主的な記載を妨げるものではない。）

イ 周知及び遵守

環境推進マネージャー（課等の長）は、各実行組織で遵守しなければいけない事項について、適切に周知するとともに、各実行組織において当該事項の遵守を徹底する。

ウ 定期的な点検及び結果の報告

環境推進リーダー（係長相当職）は、年度終了時に、各実行組織の「法的要求事項管理表」の法的要求事項の遵守状況について、その結果を様式に記入し、環境推進マネージャー（課等の長）は、その遵守状況を確認する。

エ 改善計画の立案

環境推進マネージャー（課等の長）は、法的要求事項が遵守されていないことが判明した場合、必要な措置を講じ、速やかに「法的要求事項違反報告書」に記録する。

記録後は、各課等が、文書管理システムによる環境管理責任者（部等の長）の決裁後、事務局（環境政策課）に報告する。

なお、当該決裁の際、決裁ルートに環境推進委員を「供覧」の形で設定すること。

5. 緊急事態への準備及び対応

(1) 目的

緊急事態への準備及び対応のため、各実行組織において想定される緊急事態を調査し、対応手順の確立や、必要な物資の確保等の準備を行う。また、緊急事態が起こった場合は適切に対応を行う。

(2) 取組の対象となる設備・薬品等

環境マネジメントシステムにおける緊急事態関連事務は、各実行組織(指定管理施設や市職員が常駐していない施設等を除く。)が所有又は管理する設備・薬品等を対象とする。

(3) 手順

ア 「緊急事態管理表」における点検・記録

環境推進リーダー(係長相当職)は、各実行組織において、想定される緊急事態(施設・設備等に関し、地震・風水害等の天災や火災、事故及び人為的操作ミス等による環境汚染など、環境に重大な影響を与える可能性のある緊急事態及び事故等)を調査し、全庁キャビネット上に置かれた「緊急事態管理表」を更新し、環境推進マネージャー(課等の長)は、その適否を確認する。

イ 「緊急事態対応手順書」の作成・周知

環境推進マネージャー(課等の長)は、各実行組織において、想定される緊急事態に応じた、次の内容を含む「緊急事態対応手順書」を作成し、周知する。

ただし、「緊急事態対応手順書」に相当する既存の手順書がある場合は、「緊急事態管理表」において当該手順書を指定することで、「緊急事態対応手順書」に代えることができる。

- ・緊急事態の未然防止及び発生時の適切な処置のための手順
- ・緊急事態発生時の対応手順と役割・責任及び外部を含む必要な連絡体制

なお、事務局(環境政策課)への「緊急事態対応手順書」の送付は不要とする。

ウ 「緊急事態対応テスト」の実施等

環境推進マネージャー(課等の長)は、各実行組織において、テストの実施が可能であれば「緊急事態対応手順書」に定めた緊急事態の発生時の適切な処置のための手順に基づき、緊急事態対応テストを実施する。

実施した緊急事態対応テストの結果は、「緊急事態対応テスト記録様式」に記録し、各課等及びテストを実施した組織等において保管する。

テストの結果については、適切であったかを評価して、必要であれば「緊急事態対応手順書」の改定を行い関連する職員等に適切に周知する。

なお、事務局(環境政策課)への「緊急事態対応テスト記録様式」の送付は不要とする。

エ 緊急事態への対応

緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な対応処置をとると同時に、関連する責任者、外部の組織等との連絡をとり、対応した内容を「緊急事態発生報告書」に記録する。

なお、「緊急事態発生報告書」については、各課等が、文書管理システムによる環境管理責任者(部等の長)の決裁後、速やかに事務局(環境政策課)へ送付する。また、当該決裁の際、決裁ルートに環境推進委員を「供覧」の形で設定すること。

別表1「適用範囲表」

本マニュアルの適用範囲は、加古川市環境配慮率先実行計画で定める適用範囲である。

○実行組織…各部等、各課等及びその所管施設等それぞれの組織又はその両方をあわせた総体を指す概念であり、第2章にて詳細に規定される具体的取組を推進する実行単位となる。なお、実行単位のうち、指定管理施設や市職員が常駐していない施設等については、一部取組内容が異なる。(※参照)

実行組織			実行組織				
部等	所属	所管施設等	部等	所属	所管施設等		
秘書室	秘書課		市民協働部	スポーツ・文化課	長楽園グラウンド		
防災部	防災対策課				志方体育館		
企画部	企画広報課				総合体育館		
	行政経営課				日岡山市民プール		
	財政課				日岡山体育館		
	デジタル改革推進課				屋内ゲートボール場すばく加古川		
総務部	総務課			加古川市民センター			
	人事課			加古川北市民センター			
	職員課			野口市民センター			
	管財課	加古川市営駐車場			平岡市民センター		
		北館(旧青少年女性センター) 南館(旧勤労会館)		尾上市民センター			
契約検査課		別府市民センター					
税務部	市民税課		両荘市民センター				
	資産税課		加古川西市民センター				
	収税課		志方市民センター				
	債権管理課		産業振興課	地域産業振興センター			
市民協働部	市民課	斎場	産業経済部	農林水産課	しろやま農業研修センター		
	人権文化センター				農村環境改善センター		
	東加古川市民総合サービスプラザ				見土呂フルーツパーク		
					内水面漁業振興センター		
	市民活動推進課	男女共同参画センター 国際交流センター	環境部	環境政策課			
	生活安全課			環境保全課	環境監視センター及び各測定局 公衆トイレ		
	スポーツ・文化課			加古川市民会館	環境第1課		
				加古川総合文化センター	環境第2課	尾上処理工場	
				松風ギャラリー	環境施設課	いずみプラザ	
				加古川ウェルネスパーク		竜ヶ池灰埋立最終処分場	
				加古川海洋文化センター		資源化センター	
			加古川スポーツ交流館	盤東第2不燃物最終処分場			
			漕艇センター	リサイクルセンター	福祉部	高齢者・地域福祉課	総合福祉会館
			武道館			法人指導課	
			浜の宮市民プール			生活福祉課	
日岡山公園グラウンド				障がい者支援課		つつじ園	
日岡山公園第1・第2テニスコート		介護保険課					
日岡山公園野球場		健康医療部	地域医療課	東はりま夜間休日応急診療センター 加古川歯科保健センター			
志方東公園テニスコート			市民健康課				
加古川運動公園陸上競技場							

実行組織			実行組織			
部等	所属	所管施設等	部等	所属	所管施設等	
健康医療部	国民健康保険課		消防本部	警防課		
	医療助成年金課			救急課		
こども部	こども政策課	志方児童館 加古川駅南子育てプラザ		指令課		
	家庭支援課			予防課		
	育児保健課			防災センター		
	幼児保育課			しかたこども園	中央消防署	北分署
				川西こども園		西分署
				東神古こども園		志方分署
				野口保育園		両荘分署
				鳩里保育園	東消防署	南分署
	浜の宮保育園			野口分署		
こども療育センター			稲美分署			
			播磨分署			
建設部	土木総務課		議会事務局	議事総務課		
	営繕課		選挙管理委員会事務局			
	公園緑地課		日光山墓園	公平委員会事務局		
			加古川市みどりの管理事務所	監査事務局		
			育苗園	農業委員会事務局		
			尾上公園	教育総務部	教育総務課	中学校11校
	道路保全課	道路保全課プラント事務所	小学校26校			
道路建設課		両荘みらい学園				
治水対策課		加古川養護学校				
		幼稚園16園				
都市計画部	都市計画課	駅前駐車場等(3箇所)	学務課		志方学校給食センター	
	加古川駅周辺再整備推進室				日岡山学校給食センター	
	市街地整備課		学校施設課	神野台学校給食センター		
	まちづくり指導課					
	建築指導課					
	住宅政策課		教育指導部	社会教育課	児童クラブ	
会計室	会計課	公民館10館(別府・尾上公民館除く)				
上下水道局	経営管理課			別府・尾上公民館		
	お客さまサービス課			学校教育課		
	施設課				中西条浄水場	
				各水源池等	教育支援課	少年愛護センター
	配水課				教育相談センター	
下水道課	安田中継ポンプ場	文化財調査研究センター				
消防本部	総務課		少年自然の家	野外活動センター		
			中央図書館	加古川図書館		

※ 指定管理施設や市職員が常駐していない施設等の取組内容について「環境負荷の記録」のみを、事務局への報告とする。

今後は、施設等の運営に関する契約や協定等の中で、環境配慮率先実行計画や環境マネジメントシステムの取組を盛り込むこととし、自主的かつ着実に、環境に配慮した取組の推進を図る。

別表2「推進体制」

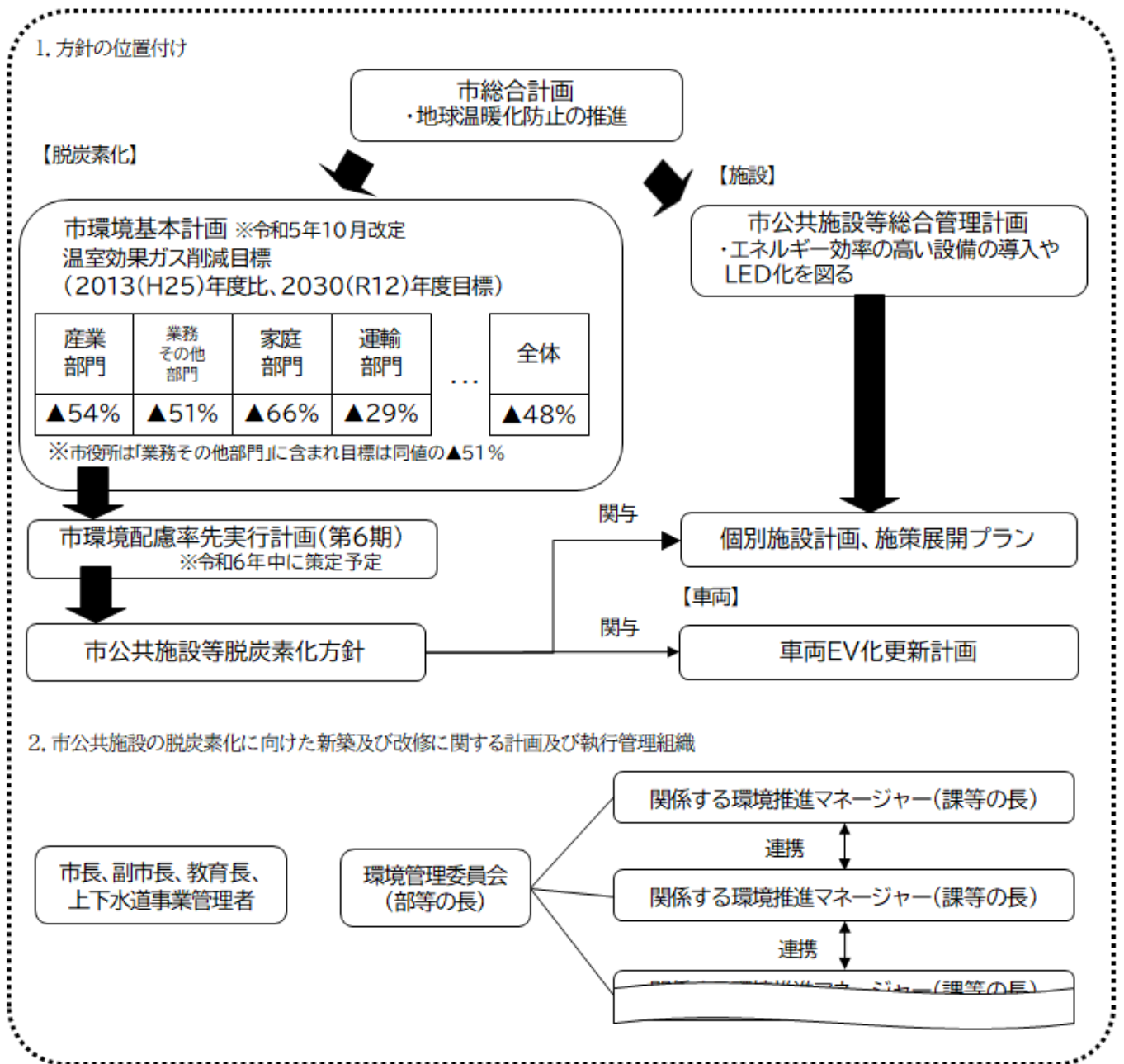
役割	役職	責任及び権限
経営層	市長	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境配慮率先実行計画の推進</u> (2) <u>環境配慮率先実行計画の決定及び見直し</u> (3) 環境方針の策定及び見直し (4) 環境マネジメントシステム審査員の任命・委嘱 (5) 環境マネジメントシステムの見直しの指示
	副市長・教育長・ 上下水道事業管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市長の補佐 (2) 必要に応じて市長の代行
統括環境管理責任者	環境部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境配慮率先実行計画の見直し案の策定</u> (2) 環境管理委員会、環境推進委員会の開催 (3) 環境マネジメントシステムの確立、維持、実施及び改善 (4) 全部署の共通目標の設定 (5) 環境管理マニュアルの承認 (6) 環境方針の周知及び研修の実施 (7) 環境マネジメントシステムの見直しのための情報提供 (8) 環境マネジメントシステム実地審査計画の策定 (9) 環境マネジメントシステム実地審査の実行指示 (10) 環境マネジメントシステム実地審査結果の経営層への報告 (11) 環境マネジメントシステム実地審査チームの編成及びリーダーの指名 (12) 環境マネジメントシステム審査員研修の実施
副統括環境管理責任者	環境部次長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 統括環境管理責任者の補佐
環境管理責任者	部等の長	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境管理委員会における環境活動推進のための企画立案及び取組の評価</u> (2) <u>部等における環境活動の評価及び活動推進のための環境推進マネージャーへの指示</u> (3) 部等の環境活動の総括 (4) 共通目標・環境目標等の承認 (5) 法的要求事項の遵守状況の確認 (6) 緊急事態への準備及び対応内容の確認 (7) 是正計画の承認 (8) 環境推進委員の指名
環境推進委員	副課長相当職 (各部等より1名)	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境活動推進のための調査・企画立案</u> (2) 環境マネジメントシステム及び環境配慮率先実行計画にかかる企画・立案 (3) 部等における共通目標・環境目標等設定・報告のとりまとめ及び起案
環境マネジメントシステム審査員	職員審査員 (環境推進委員) 市民審査員 (市民数名)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境マネジメントシステムの実地審査及び報告

環境推進マネージャー	課等の長	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境配慮率先実行計画の推進及び実施</u> (2) 共通目標・環境目標等の周知、実施、確認及び管理 (3) 法的要求事項の遵守 (4) 緊急事態への準備及び対応 (5) 一般職員研修の実施及び報告 (6) <u>環境負荷の管理</u> (7) 環境推進リーダーの指名及び監督 (8) 不適合事項への是正・予防計画の立案・実施 (9) その他の環境活動の推進及び実施
環境推進リーダー	係長相当職 (各課等より1名)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境推進マネージャーの補佐 (2) <u>所属の環境配慮率先実行計画の推進及び実施</u> (3) 共通目標・環境目標等の設定及び報告 (4) 法的要求事項の設定及び報告 (5) 緊急事態への準備及び対応内容の報告 (6) <u>環境負荷の報告</u>
職員	全職員(会計年度任用、任期付、再任用等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境配慮率先実行計画の推進及び実施</u> (2) その他の環境活動の実施
事務局	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境配慮率先実行計画に関する事務</u> (2) 環境マネジメントシステムに関する事務

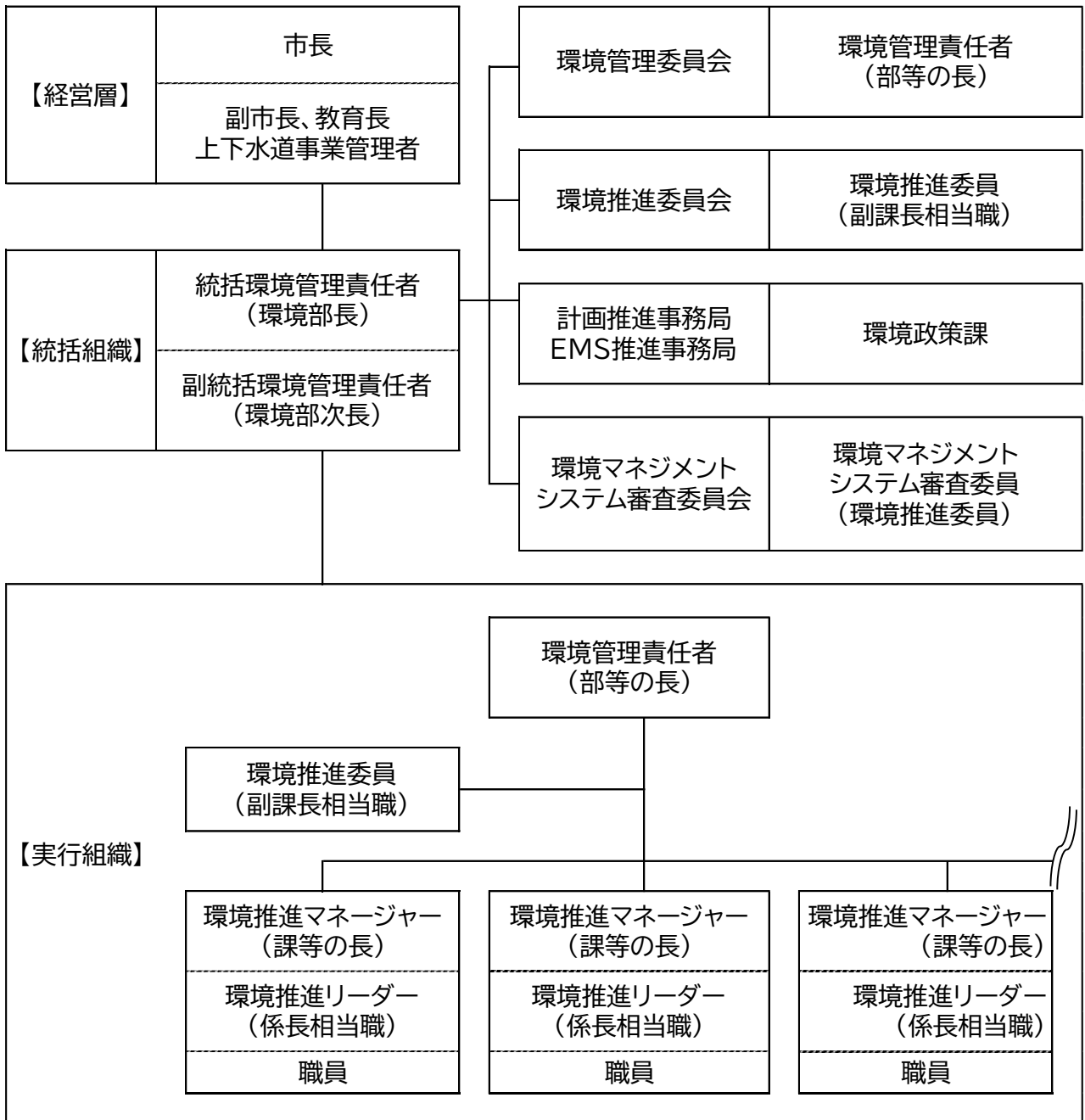
委員会名	構成者	責任及び権限
環境管理委員会	環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境配慮率先実行計画の見直し案の審議及び統括環境管理責任者への意見提出</u> (2) <u>環境配慮率先実行計画推進のための調査・企画についての審議</u> (3) 環境マネジメントシステム実施状況の点検・評価システムの改正等についての審議及び統括環境管理責任者への意見提出 (4) 「加古川市公共施設等脱炭素化方針」に基づく施設等整備の進捗管理
環境推進委員会	環境推進委員	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境配慮率先実行計画の見直し案の策定</u> (2) <u>環境マネジメントシステム及び環境配慮率先実行計画推進のための調査・企画・立案</u> (3) 環境マネジメントシステム実施状況の点検・評価、システムに関する調査・企画・立案
環境マネジメントシステム審査委員会	職員審査員 (環境推進委員)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境マネジメントシステムの運用状況、効果等の審査

※ 下線部分は環境配慮率先実行計画に関する内容

<参考> 市公共施設の脱炭素化に向けた方針の位置付け並びに計画及び執行管理組織



<参考> 環境マネジメントシステム推進体制 概念図



別表3「研修・説明会一覧表」

研修の名称	対象者	主要な内容等	実施責任者
環境マネジメントシステム説明会	環境推進マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの概要 ・環境配慮率先実行計画の概要 ・各実行組織における具体的取組について ・具体的な様式等の作成方法等について 	統括環境管理責任者
	環境推進リーダー		
一般職員研修	<p>全職員(会計年度任用、任期付、再任用等を含む) ※指定管理施設や市職員が常駐していない施設等を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の周知 ・重点取組事項(省エネルギーの徹底)の周知 ・環境マネジメントシステムの概要の説明 ・各実行組織で定めた共通目標、環境目標等の周知 ・「ゼロカーボンアクション 30」の周知 ・「セルフチェック 10」 	環境推進マネージャー
新規採用職員研修	新規採用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の周知 ・環境配慮率先実行計画の説明 	事務局
審査員研修	環境推進委員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの概要 ・環境マネジメントシステムの審査の進め方等 	環境マネジメントシステム審査責任者

別表4「第3次加古川市環境基本計画(改定版)に掲げる取組施策一覧」

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等
一 地球温暖化対策(緩和・適応)を進める	1 ライフスタイルを転換する	家庭の省エネルギーを推進する	
		省エネルギー・脱炭素型の製品への買替・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、脱炭素型ライフスタイルを推進する	環境政策課
		アイドリングストップやふんわりアクセルなど、エコドライブを推進する(再掲:II-2)	環境政策課
		「うちエコ診断」を実施する	環境政策課
		緑のカーテンの種等を配布する(再掲:I-2)	環境政策課
		電気自動車等の導入を促進する	環境政策課
		高効率給湯器の普及啓発を行う	環境政策課
		再生可能エネルギーの利用を推進する	
		ZEH、ZEBを推進する	環境政策課
		再生可能エネルギー設備の導入を推進する	環境政策課
		蓄電池等の導入を推進する	環境政策課
		ごみの減量を推進する	
		ごみの排出抑制、資源物の分別を徹底する	環境政策課
		食品ロス削減を推進する	環境政策課
	2 事業所の省エネ化を推進する	事業所の省エネ化を推進する	
	事業所の省エネ化を推進する	省エネ、温室効果ガス排出量削減の取組を促進するため、クールビズ、ウォームビズ、節電等の啓発を行う	環境政策課
	事業所の省エネ化を推進する	ゼロカーボンパートナーシップによる「省エネルギー診断」の受診と省エネ改修を促進する	環境政策課
	事業所の省エネ化を推進する	「エコアクション21」等の普及を進める	環境政策課
	事業所の省エネ化を推進する	緑のカーテンの種等を配布する(再掲:I-1)	環境政策課
	3 市役所での対策を進める	温室効果ガスを削減する	
	市役所での対策を進める	「加古川市環境マネジメントシステム」を運用し、環境配慮率先実行計画に掲げた目標を達成する	全部署
	市役所での対策を進める	グリーン電力の調達を推進する	各施設管理部署
	市役所での対策を進める	電気使用量を削減する	
	市役所での対策を進める	庁舎等の省エネルギー対策に努める	各施設管理部署
	市役所での対策を進める	エネルギーの有効利用を図るため、再生可能エネルギー等を導入する	各施設管理部署
	市役所での対策を進める	省エネ法に基づく「管理標準」を活用し、省エネルギー化を推進する	各施設管理部署

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等
Ⅰ 地球温暖化対策(緩和・適応)を進める	3 市役所での対策を進める	各学校園に対し、省エネルギーの推進について啓発を実施する	教育総務課 幼児保育課
		クールビズ、ウォームビズを推進する	人事課
		「ノー残業デー」の定時退庁及び照明の一斉消灯を推進する	人事課
		ESCO事業を実施する	環境政策課
		緑のカーテンの苗種等を配布する	環境政策課
		化石燃料使用量を削減する	
		電気自動車等を積極的に導入する	各車両所管部署
	4 脱炭素なまちづくりを進める	まちの省エネルギーを推進する	
		クールシェア、ウォームシェアを促進する	各施設管理部署
		地産地消、旬産旬消を推進する	農林水産課
		建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物省エネ法に基づき、認定、適合性判定及び届出の審査・指導を行う	建築指導課
		建築物環境性能評価手法(CASBEE)に関する届出を受け、快適で環境負荷低減に配慮した計画に関する指導・助言を行う	建築指導課
		低炭素な交通体系を推進する	
		パークアンドライドを促進する(再掲:Ⅱ-2)	都市計画課
		コミュニティバス、コミュニティタクシーの運行補助を実施する	都市計画課
		温室効果ガス排出量の少ない交通体系を推進するため、適正な道路整備等を行う(再掲:Ⅱ-2)	道路建設課 都市計画課
		ごみを削減する	
		3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する	環境政策課
		その他	
		「加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」に基づき、加古川市域における地球温暖化防止対策を推進する	環境政策課
		水素・燃料電池等を活用・推進する	環境政策課
		環境問題の周知・啓発のため、学習会を実施する	生活安全課 環境政策課
		「加古川市緑の基本計画」に基づき緑化を推進する	農林水産課

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等
一 地球温暖化対策(緩和・適応)を進める	5 気候変動に対して備える(適応策)	農業	
		病虫害による農作物の被害拡大を予防するため、県と連携し病虫害の調査を行う	農林水産課
		農業水利施設の整備(ため池)を実施する	農林水産課
		林業	
		森林環境譲与税を活用し、適正な森林管理を実施する	農林水産課
		水産業	
		海産物資源の充実を図るため、稚魚の放流やタコつぼの投入を行う(再掲:Ⅲ-2)	農林水産課
		干潟等の保全を行うため、海底耕うんやモニタリング等を実施する	農林水産課
		水環境	
		水環境を保全するため、河川内のごみの撤去、除草及び藻の除去を行う	治水対策課
		水道原水の水質を把握するため、取水口周辺等の河川の水質調査を実施する	施設課
		水質を保全するため、公共用水域(河川・海域)の水質汚濁状況を調査する(再掲:Ⅱ-3)	環境保全課
		水資源	
		渇水に備え、関係機関との情報交換や調整を行う	経営管理課 施設課
		節水型シャワーヘッドの普及など、節水型のライフスタイルを推進する	環境政策課
		自然生態系	
		松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う(再掲:Ⅲ-2)	農林水産課 公園緑地課
		自然災害	
		防災ネットかこがわ等により、災害情報や避難情報等の迅速な伝達を図る	企画広報課 防災対策課
		河川及び水路等の整備を進めるなど、総合的な治水対策を推進する	治水対策課
		大雨時の河川状況等について、情報共有を図るため、連絡体制を整備する	治水対策課
		災害発生を予防するため、防潮水門や防潮ゲートの適切な操作、維持管理を行う	治水対策課
		防災に関する啓発を図るため、ハザードマップの配布や出前講座を実施する	防災対策課
		洪水、風水害の発生時には、浸水情報を集約し、浸水実績を把握する	防災対策課
		自主防災組織の充実のため、資機材の整備や防災活動の実施にかかる経費を補助する	防災対策課
		物資の調達や避難場所の確保など、災害時の応援協定を維持・拡充する	防災対策課
		災害時の被害の軽減を図るため、緊急用備蓄土のうを整備する	消防警防課

基本 目標	推進 目標	取組施策	担当課等	
Ⅰ 地球温暖化対策(緩和・適応)を進める	5 気候変動に対して備える(適応策)	町内会及び自主防災組織の指導・育成のため、合同で水防訓練を実施する	消防警防課	
		水防対応力の向上を図るため、消防団と合同訓練を実施する	消防警防課	
		事業所へ水防に関する啓発を実施する	消防警防課	
		健康		
		熱中症を予防するため、広報やチラシの配布など普及啓発を行う	市民健康課 消防救急課	
		市ホームページにて、蚊が媒介する感染症(デング熱、ジカ熱等)に関する情報提供や注意喚起を行う	地域医療課	
		大雨等災害発生時に感染症の発生を予防するため、配布用の消毒液等を備蓄する	地域医療課	
		光化学オキシダント発生時に注意喚起を行うため、監視・測定を実施する	環境保全課	
		国民生活・都市生活		
		雨水流出抑制のため、雨水貯留タンクの設置に助成を行う(再掲:Ⅳ-4)	治水対策課	
		民間開発事業に対して雨水の流出を抑制するよう指導する	道路保全課	
		雨水の地下浸透を図るため、歩道の新設・補修時に透水性舗装を採用する(再掲:Ⅳ-4)	道路建設課 道路保全課	
		建築物等緑化計画に関する届出を受け、建築物及びその敷地の緑化に関する指導・助言を行う	建築指導課	
		異臭味対策のため、浄水処理における活性炭処理設備の改善を行う	施設課	
		豪雨による浸水被害を軽減させるため、雨水幹線の整備を進める	下水道課	
		暑熱防止のため、緑のカーテンを推進する	環境政策課	
Ⅱ 広域に及ぶ環境負荷を低減する	1 廃棄物に関する循環を健全にする	廃棄物の発生を抑制する(リデュース)		
		資源物の分別等を行い、焼却処理される廃棄物量を削減する(「加古川市環境配慮率先実行計画」)	全部署	
		レジ袋を削減するため、マイバッグを推進する	環境政策課	
		環境問題の周知、循環型社会を目指した消費生活の普及を進める	生活安全課	
		廃棄物の再使用を進める(リユース)		
		用紙類は再生紙を使用し、使用済用紙の裏面利用や両面印刷を徹底する(「加古川市環境配慮率先実行計画」)	全部署	
		廃棄物の再生利用を図る(リサイクル)		
		紙類・衣類の資源化を推進するため、少年団や町内会等が実施する「資源物集団回収運動」に対し奨励金を交付する	環境政策課	

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等	
ロ 広域に及ぶ環境負荷を低減する	1 廃棄物に関する循環を健全にする	生ごみの減量・資源化のため、段ボールコンポストを推進する	環境政策課	
		資源物の回収などの取組を進める環境に配慮した事業所の拡大を推進する	環境政策課	
		有用金属等のリサイクルを行うため、小型家電の回収を行う	環境第1課	
		資源化センターに紙類を分別貯留し、再生利用する	環境施設課	
		剪定枝等を焼却処分せず、再生利用する	環境施設課	
		機密文書、廃棄文書をリサイクルするため、溶解処理を行う	総務課	
		建築資材の循環を健全にするため、建築リサイクル法に基づき、届出を受理するとともに未提出者へ指導を行う	建築指導課	
		給食調理で発生した廃食用油を専門業者へ売却する	幼児保育課 学務課	
		学校給食の飲用後牛乳パックを資源化するため、専門業者へ売却する	学務課	
		広域な廃棄物の適正処理を推進する		
		事業系ごみの適正排出を推進する	環境政策課	
		水銀による汚染を防止するため、水銀使用製品を回収する	環境第1課	
		浄化槽補助対象区域において、合併処理浄化槽の設備費補助と、維持管理費補助及びみなし(単独処理)浄化槽の撤去費補助を行う(再掲:Ⅱ-3)	環境第2課	
		下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める(再掲:Ⅱ-3、Ⅳ-1)	下水道課	
	自動車からの大気汚染物質を減らす			
	アイドリングストップやふんわりアクセルなど、エコドライブを推進する(再掲:Ⅰ-1)	環境政策課		
	低燃費車・低排出ガス車や次世代自動車(EV、FCV、PHEV、HV)の導入を促進する	環境政策課		
	温室効果ガス排出量の少ない交通体系を推進するため、適正な道路整備等を行う(再掲:Ⅰ-4)	道路建設課 都市計画課		
	パークアンドライドを促進する(再掲:Ⅰ-4)	都市計画課		
	工場・事業場からの大気汚染物質を減らす			
	公害発生の未然防止、環境の改善を図るため、発生源の常時監視を行うとともに、大気汚染状況についても常時監視する	環境保全課		
	環境法令の遵守状況を確認するため、工場等へ立入調査を実施する	環境保全課		
	粉じん等の状況を把握するため、降下ばいじんや微小粒子状物質(PM _{2.5})の監視・測定を実施する	環境保全課		
	効果的な発生源対策の検討・実施につなげるため、大気汚染物質に関する情報を収集する	環境保全課		

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等
ロ 広域に及ぶ環境負荷を低減する	2 きれいな空気を確保	大気中の有害物質をなくす	
		有害大気汚染物質の汚染状況を把握するため、ダイオキシン類やその他の物質の監視・測定を実施する	環境保全課
		有害大気汚染物質の排出を抑制するため、排出事業者に指導を行う	環境保全課
		アスベストの飛散を防止するため、建築物の解体・改修時に届出を受理するとともに指導を行う	環境保全課
		廃棄物の野焼き等の不法処理を抑制するため、関係機関と連携して啓発を図る	環境保全課
	3 きれいな水を確保する	水質汚濁物質の発生を減らす	
		水質を保全するため、公共用水域(河川・海域)の水質汚濁状況を調査する(再掲: I-5)	環境保全課
		地下水汚染を監視するため、市内の井戸の水質調査を実施する	環境保全課
		水質の汚濁状況を把握するため、市内のため池、小河川、水路等の水質調査を実施する	環境保全課
		工場・事業場からの排水水について、排出基準の遵守や汚濁負荷の低減に向けた指導を行う	環境保全課
		汚濁負荷を適正に処理する	
		浄化槽補助対象区域において、合併処理浄化槽の設置費補助と、維持管理費補助及びみなし(単独処理)浄化槽の撤去費補助を行う(再掲: II-1)	環境第2課
		浄化槽の適切な維持管理のため、浄化槽設置者に対し指導・啓発を行う	環境第2課
		下水道整備計画区域内の下水道未接続家屋に対し、早期接続の指導を行う	お客さまサービス課
		水洗化への普及促進のため、下水道整備計画区域において、下水道へ接続するための改造に対する助成金の交付や、改造資金の融資斡旋を行う	お客さまサービス課
		下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める(再掲: II-1、IV-1)	下水道課
		自然浄化機能を増進する	
		水質保全を図るため、市民活動団体と協働して、ため池のかいぼりを実施する	農林水産課
		河川等の水質浄化等に取り組む	治水対策課
		水環境中の有害物質をなくす	
		ゴルフ場で使用する農薬の影響について、調整池等で調査する	環境保全課
		排出基準の遵守のため、有害物質等を使用している工場・事業場に対して、適切な管理や排水処理について指導を行う	環境保全課
	公園等の公共施設を管理するため、散布する殺虫剤・除草剤等を適正に使用する	公園緑地課	
	上水道で安全な水を供給するため、加古川水系の水質調査を実施する	施設課	

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等
ロ 広域に及ぶ環境負荷を低減する	4 土壌を守り育む	土壌を保全する	
		土壌汚染の状況を把握するため、土壌中のダイオキシン類の濃度を測定する	環境保全課
		化学肥料から有機肥料への転換、農薬の使用量を低減した「環境保全型農業」を推進する(再掲:Ⅲ-2)	農林水産課
		土づくり等土壌を育む	
		緑肥作物作付や家畜糞尿の堆肥化利用を促進する	農林水産課
		土壌中の有害物質をなくす	
		土壌汚染を未然に防止するため、有害物質等を使用している工場・事業場に漏洩防止等の指導を行う	環境保全課
		健康被害を防止するため、土壌汚染が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づき情報公開するとともに、土地所有者に対して、適切な管理や浄化等の措置を実施するよう指導を行う	環境保全課
目 生物多様性を保全する	1 自然や生きものを伝える	親しむ機会を提供する	
		自然観察会を実施する	環境政策課
		自然保護の指導者を育成する	環境政策課
		恵みを伝える	
		自然や生きものからの恵みを伝え、理解する	各担当課
		自然や生きものからの恵みを知ってもらう	環境政策課
		リスクを伝える	
		生物多様性の現状を知る	環境政策課
		自然や生きものに及ぼす負の影響(リスク)を知る	環境政策課
		生物多様性を失うことにより生じるリスク(防災・文化の喪失など)を知る	環境政策課
		生物多様性の変化をモニタリングし、市民・市民活動団体・事業者・行政と情報交換する場をつくる	環境政策課
		守るべきものを伝える	
		自然や生きものの写真等を展示する	環境政策課
		貴重種や貴重種と密接な関わりのある生きもの等を知る	環境政策課
		貴重種や貴重種と密接な関わりのある生きもの等の保全策について検討する	環境政策課
		生物多様性を保全する上での重要なエリアを把握する	環境政策課
		FSC、MSC等の生物多様性認証について伝え、普及する	環境政策課
生物多様性を保全するための情報を提供する	環境政策課		

基本 目標	推進 目標	取組施策	担当課等
目 生物多様性を保全する	2 自然や生きものを守り育む	里山の自然や生きものを守り育む	
		貴重種のチョウ類が生息する里山を保全するため、下草刈や枝打ち等の環境整備を進める	環境政策課
		松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う(再掲: I-5)	農林水産課
		地元や事業者等の活動団体と協力して様々な里山活動を実施する(再掲: IV-4)	農林水産課
		自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、森林区域等を指定する	まちづくり指導課
		ため池と水田の自然や生きものを守り育む	
		侵略的外来生物を防除する(魚類など)	市民活動団体
		良好な田園環境を保全するため、遊休農地を市民農園として活用する	農林水産課
		農地・農業用水等の施設の保全・管理を行う	農林水産課
		化学肥料から有機肥料への転換、農薬の使用量を低減した「環境保全型農業」を推進する(再掲: II-4)	農林水産課
		農作物被害を防止するため、有害鳥獣等を捕獲する	農林水産課
		ため池改修工事で在来種や希少植物の生育環境に配慮した施工を進める	農林水産課
		ため池を適正に維持・管理するため、かいぼり等を実施する	農林水産課
		県と連携し、「いなみ野ため池ミュージアム」に積極的に参加する	農林水産課
		自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、農業区域等を指定する	まちづくり指導課
		川と海の自然や生きものを守り育む	
		30m水路にハマボウを主に植え、野生生物が生息できる環境の創出に取り組む	市民活動団体
		竹材や間伐材等を活用した河川の水質浄化に取り組む	市民活動団体
		加古川河川敷や河口で海浜植物や在来種の再生・保全を行う	市民活動団体
		加古川河川敷で加古川在来種の植栽を行う	事業者(協定締結事業所)
		海の生きものを育むため、海底耕うんを実施する	農林水産課
		海の栄養塩の供給に取り組むため、ため池のかいぼりを実施する	農林水産課
		海産物資源の充実を図るため、稚魚の放流やタコつぼの投入を行う(再掲: I-5)	農林水産課

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等
Ⅲ 生物多様性を保全する	2 自然や生きものを守り育む	まちの自然や生きものを守り育む	
		松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う(再掲:Ⅰ-5)	公園緑地課
		緑化推進を図るため、「加古川市緑の基本計画」に基づく取組の進捗を把握する	都市計画課
		緑化相談を実施する	公園緑地課
		在来種の種苗を用いるなど地域特性に応じた樹木等を植栽し、適正に維持管理する(再掲:Ⅳ-3)	公園緑地課 道路保全課 都市計画課
	3 自然や生きものへの恵みを活用する	食の恵みを活用する	
		加古川産の農畜水産物を始めとした地産地消を推進する	農林水産課
		見土呂フルーツパークでの農畜水産物の収穫体験等を通して、農村環境の生物多様性を実感する	農林水産課
		緑の恵みを活用する	
		「加古川ふるさと自然のみち」を活用する	スポーツ・文化課
		花やみどりなど、加古川の自然や生きものにふれあえる機会をつくる	公園緑地課 環境政策課
		少年自然の家や野外活動センター等の周辺一帯の資源を活用した自然体験の場をつくる	少年自然の家
		水辺の恵みを活用する	
		親水空間を活用した、水辺の自然や生きものにふれあえるイベントを実施する	スポーツ・文化課 農林水産課
これまで築いてきた親水空間を保全し、活用する	公園緑地課		
Ⅳ うるおいとやすらぎのある環境を育む	1 騒音・振動・悪臭のない環境をつくる	騒音・振動を減らす	
		生活環境を保全するため、工場・事業場・建設工事等から発生する騒音・振動に対して指導を行う	環境保全課
		新幹線沿線地域の騒音・振動測定を行い、鉄道会社に公害防止を要望する	環境保全課
		市内幹線道路で騒音測定を実施し、騒音面的評価を行う	環境保全課
		深夜営業や拡声器使用に関する事業場等への指導を実施するとともに、生活騒音防止に関する啓発活動を行う	環境保全課
		幹線道路において、緩衝緑地帯の緑化や排水性舗装の導入などに努める	道路建設課
		悪臭を減らす	
		悪臭の発生を減らすため、事業所に対して悪臭物質の測定及び立入調査を実施する	環境保全課
		ごみの焼却による近隣への悪臭・煙の発生を減らすため、野焼きの抑制を関係機関と連携して図る	環境保全課
		下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める(再掲:Ⅱ-1、Ⅱ-3)	下水道課

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等
Ⅵ うるおいとやすらぎのある環境を育む	2 まちを美しくする	不法看板や放置自転車を減らす	
		市内JR5駅、山陽電鉄3駅周辺に自転車駐輪場を設置し、維持管理する	土木総務課
		啓発、歩道の安全性、性能の確保のため、市内各駅周辺の放置自転車を撤去・整理する	土木総務課
		道路占用の適正化を推進するため、不法占用物件等に対する是正指導を行う	土木総務課
		県条例に違反して道路等に標示又は設置されたはり紙、はり札、立看板の簡易除去を行う	都市計画課
		屋外広告物の許可申請手続きのPR活動と指導助言の徹底を行う	都市計画課
		ごみのポイ捨てや不法投棄等を減らす	
		空き地の雑草苦情に対して、土地の所有者に刈り取り等、適正な措置を依頼する	環境保全課
		「加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、環境美化施策を推進する	環境保全課 環境第1課
		投棄防止の啓発のため、ごみ・タバコのポイ捨てや不法投棄防止の看板等を設置する	環境第1課
		廃棄物の不法投棄に対して、県民局や警察と連携して対処するとともに、防止のために啓発を行う	環境第1課
		市民・市民活動団体・事業者・行政が協働する	
		環境学習のため、出前講座やセミナー等を行う	環境政策課
		市民・事業者が行う環境美化活動を進めるため、アダプトプログラムにより支援を行う	環境第1課
	町内会や地域住民とともに、ごみ減量及び資源化の推進を図る	環境第1課	
	地域の水利組合等関係団体や市民活動団体と連携して、クリーンキャンペーンなどにより、ため池等の清掃を実施する	農林水産課	
	まちをきれいにするため、定期的に除草作業を行う(東加古川駅、加古川駅周辺)	市街地整備課	
	3 水と緑のネットワークをつくる	公園・緑地を増やす	
	「加古川市緑の基本計画」に基づき体系的な緑化推進を図る(再掲：Ⅰ-4、Ⅲ-2)	公園緑地課	
	在来種の種苗を用いるなど地域特性に応じた樹木等を植栽し、適正に維持管理する(再掲：Ⅲ-2)	公園緑地課 道路保全課 都市計画課	
	緑化を推進する		
	市民が緑とふれあう場をつくるため、「植樹祭・花とみどりのフェスティバル」を開催する	公園緑地課	
	緑化啓発のため、在来種を取り入れた結婚・出生記念樹の苗を配布する	公園緑地課	
	公共緑化、地域緑化のため、花苗の配布を行う	公園緑地課	
	樹木の剪定や花、野菜の栽培等、自然環境における園芸種の知識を広めるため、各種講座、講習会を開催する	公園緑地課	

基本目標	推進目標	取組施策	担当課等
Ⅴ 美しいまちづくり ある環境を育む	3 水と緑のネットワークをつくる	先導的な景観形成を推進するため、公共事業などの実施時には、景観形成指針に基づいたデザイン、色彩、緑化等を行う	都市計画課
		まちなみ景観緑化のためのシンボルツリー等、占有敷地の緑化を推進する	都市計画課
		美しいまちづくりを推進するため、「緑化ボランティア」による公共空地の緑化を図る	都市計画課
		親水空間をつくる	
		寺田池への親水性を図るために整備した展望デッキ等を維持する	農林水産課
		「いなみ野ため池ミュージアム」の推進と、ため池協議会を支援する	農林水産課
	4 水循環を健全にする	浸透能力を保全・向上させる	
		地元や事業者等の活動団体と協力して様々な里山活動を実施する(再掲:Ⅲ-2)	農林水産課
		雨水の地下浸透を図るため、歩道の新設・補修時に透水性舗装を採用する(再掲:Ⅰ-5)	道路建設課 道路保全課
		自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、森林区域、農業区域等を指定する	まちづくり指導課
		貯水能力を保全・向上させる	
		貯水能力を維持するために大きな役割を果たしているため池等の保全・整備に努める	農林水産課
		「田んぼダム」など、保水能力の高い水田の保全に努める	農林水産課
		豊かな水量を確保する	
		定期的に市内主要河川の流量を測定する	環境保全課
		地下水揚水量(自己水源)の実態把握等に努める	施設課
		水量を確保するため、農業集落排水事業による処理水を川やため池に放流する	下水道課
		水利用を適正にする	
		市の各施設に、自動水栓等の節水型機器の導入を促進する	営繕課
		雨水流出抑制のため、雨水貯留タンクの設置に助成を行う(再掲:Ⅰ-5)	治水対策課
		大規模利用者間で地下水取水基準を定め、適正な利用を図る	施設課
		老朽化した管路の布設替えを実施する	配水課
	漏水を防止するため、漏水調査年次計画に基づき調査を実施する	配水課	

別表5「法的要求事項に係る環境関連法令等の一覧」

■公害関連

法令等の名称又は略称
大気汚染防止法 昭和 43 年法律第 97 号
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法) 平成 4 年法律第 70 号
土壌汚染対策法 平成 14 年法律第 53 号
水質汚濁防止法 昭和 45 年法律第 138 号
騒音規制法 昭和 43 年法律第 98 号
振動規制法 昭和 51 年法律第 64 号
悪臭防止法 昭和 46 年法律第 91 号

■上下水道・浄化槽等

名称又は略称
水道法 昭和 32 年法律第 177 号
下水道法 昭和 33 年法律第 79 号
浄化槽法 昭和 58 年法律第 43 号

■廃棄物処理関連

名称又は略称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法) 昭和 45 年法律第 137 号
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB法) 平成 13 年法律第 65 号
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 平成 13 年法律第 64 号
広域臨海環境整備センター法 昭和 56 年法律第 76 号

■リサイクル関連

名称又は略称
資源の有効な利用の促進に関する法律(パソコンリサイクル法) 平成 3 年法律第 48 号
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 平成 10 年法律第 97 号
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 平成 14 年法律第 87 号
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 平成 12 年法律第 104 号

■化学物質・安全・衛生等

名称又は略称
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法) 平成 11 年法律第 86 号
労働安全衛生法 昭和 47 年法律第 57 号
消防法 昭和 23 年法律第 186 号
毒物及び劇物取締法 昭和 25 年法律第 303 号
ダイオキシン類対策特別措置法 平成 11 年法律第 105 号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法) 昭和 45 年法律第 20 号

■地球温暖化、省エネ

名称又は略称
地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法) 平成 10 年法律第 117 号
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法) 昭和 54 年法律第 49 号

■条例

名称又は略称
兵庫県環境の保全と創造に関する条例 兵庫県:平成7年条例第 28 号
加古川市下水道条例 加古川市:昭和 42 年条例第 21 号
加古川市火災予防条例 加古川市:昭和 36 年条例第 30 号